

静岡産業大学在学学生特待生規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学在学時に学業またはスポーツの成績が特に優れ、品行方正な学生を選考してこれを在学学生特待生とし、もって人材の育成に寄与することを目的とする。

(種 類)

第2条 在学学生特待生の種類及び免除額は、次のとおりとする。

(1) 在学学生特待生A 授業料年額 20万円免除

(2) 在学学生特待生B 授業料年額 10万円免除

2 在学学生特待生は、学業成績優秀な者を学業在学学生特待生、スポーツ成績優秀な者をスポーツ在学学生特待生と称する。

(人 数)

第3条 各年度に選考する在学学生特待生の人数は、次のとおりとする。

(1) 学業在学学生特待生 在学学生特待生Aを各年次3名以内

(2) スポーツ在学学生特待生 各年次総額40万円を上限とし、人数及び種類を決定

(期 間)

第4条 在学学生特待生の免除の期間は、1年間とする。

(選 考)

第5条 在学学生特待生は、静岡産業大学特待生規程第2条（種類）第1項に規定する特待生を除く各学部3年次及び4年次の学生のうちから、第6条（選考基準）に従い、当該学部教授会が選考を行い、学長が決定する。

(選考基準)

第6条 学業在学学生特待生は、次の各号の基準をすべて満たす者のうちから選考する。

(1) 前年度までの修得単位数が3年次生にあつては72単位以上、4年次生にあつては103単位以上であること

(2) 次の計算式により算出した学業成績の上位者であること

$$\frac{(\text{成績Aの単位数} \times 3\text{点}) + (\text{成績Bの単位数} \times 2\text{点}) + (\text{成績Cの単位数} \times 1\text{点}) + (\text{成績Dの単位数} \times 0\text{点})}{\text{総履修単位数}}$$

総履修単位数

2 スポーツ在学学生特待生は、次の各号の基準をすべて満たす者のうちから、スポーツ実績及び学業成績の優秀者より在学学生特待生A、在学学生特待生Bを選考する。

(1) 留年していないこと

- (2) 当該学部教授会が承認した部活に属していること
 - (3) チームの主力選手、もしくはそれに準ずる者であること
 - (4) 主将等のチームの中心的存在としてその役割を担う者であること
- 3 スポーツ在学学生特待生の選考にあたっては、所属する部活動の責任者が記載した調査書（別紙様式）及び推薦書をもとに、学部長、学生部長、学生委員長等が面接を行うものとする。

（免除方法）

第7条 免除は、後期に一括して行う。

（取り消し）

第8条 在学学生特待生が次の各号の一に該当したときは、免除を取り消す。

- (1) 休学または長期にわたって欠席したとき
 - (2) 性行が不良となったとき
 - (3) 懲戒処分を受けたとき
 - (4) 転学部が許可されたとき
 - (5) スポーツ在学学生特待生にあつては、所属する部活動を退部したとき及び所属する部活動の責任者が在学学生特待生として不適格であると認め、学部長が承認したとき
 - (6) その他在学学生特待生として適当でないと認められたとき
- 2 免除の取り消しは、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

（庶務）

第9条 在学学生特待生に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課が行う。

（改正）

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年5月26日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学在学学生特待生の選考及び新入生特待生の継続に関する細則（平成19年4月1日施行）」は平成21年度末をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。